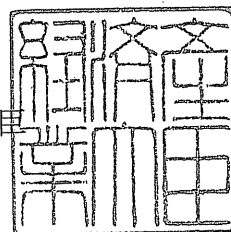


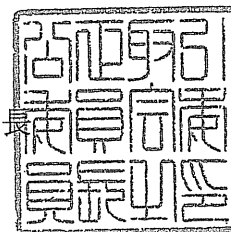
平成 19・03・07 中第 3 号  
公 取 企 第 1 9 号  
平成 1 9 年 3 月 2 3 日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣



公正取引委員会委員長



### 下請取引の適正化について

最近の我が国の経済は、消費に弱さが見られるものの、全体として見れば回復基調にあります。しかしながら、中小企業の景況については、業種や地域によって、回復の度合いにばらつきが見られ、全国の中小企業の多くは、いまだ景気回復を実感できない状況です。

このような状況の中で、下請事業者においては、経済のグローバル化や下請取引構造の変化等に直面しており、製造コスト等の上昇を取引対価に転嫁しにくい状況が依然として見られるなど、経営環境の変化に厳しい対応を迫られているところです。

政府としては、従来から、下請事業者が親事業者による優越的地位の濫用等不当なしわ寄せを受けることがないよう、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の運用に努めてきたところであります。

具体的には、下請代金の支払遅延、下請代金の減額（下請事業者には責任がないのに、あらかじめ定めた下請代金を減額する行為）、買ったとき（下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める行為）、割引困難な手形（長期手形）の交付、不当な経済上の利益の提供要請、不当なやり直し等の行為を行った親事業者に対して、下請代金の支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に戻させるなど、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用に努めております。

こうした中であって、先般2月に「成長力底上げ戦略」が取りまとめられ、下請取引の一層の適正化を推進することとされました。

つきましては、貴団体におかれましても、このような状況を十分に御認識いただき、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、上記趣旨及び別紙1の事項について、改めて貴団体所属の親事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化について、引き続き強力に指導されるよう強く要請いたします。また、貴団体所属の下請事業者に対しましては、下請取引に関し親事業者による不公正な取引を受けた場合には、積極的に別紙2記載の相談窓口にご相談するよう指導方お願いいたします。

(別紙1)

## 親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

### 記

#### 1 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付するとともに、注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存しなければならない。（法第3条、第5条）

#### 2 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。（法第2条の2）また、支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年利14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払わなければならない。（法第4条の2）

#### 3 受領拒否の禁止

納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒んではならない。（法第4条第1項第1号）

#### 4 下請代金の支払遅延の禁止

支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延させてはならない。（法第4条第1項第2号）

## 5 下請代金の減額の禁止

下請事業者には責任がないのに、下請代金を減額してはならない。（法第4条第1項第3号）

単価の改定（引下げ）について合意した場合は、新しい単価が決まった日以降の注文からこれを適用しなければならない。

## 6 返品禁止

取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者はその物品等を引き取らせてはならない。（法第4条第1項第4号）

## 7 買いたたきの禁止

同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めてはならない。（法第4条第1項第5号）

## 8 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者には強制して購入させたり、役務を強制して利用させてはならない。（法第4条第1項第6号）

## 9 報復措置の禁止

下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止する等の不利益な取扱いをしてはならない。（法第4条第1項第7号）

## 10 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除してはならない。（法第4条第2項第1号）

## 11 割引困難な手形の交付の禁止

下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。（法第4条第2項第2号）

手形期間は、原則として、繊維業にあっては90日以内、繊維以外の業種にあっては120日以内とされている。（通達：41公取下第169号及び233号、41企庁第339号及び467号）

1 2 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。（法第4条第2項第3号）

1 3 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

下請事業者には責任がないのに、発注内容の変更を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後（役務提供委託の場合は役務の提供後）にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。（法第4条第2項第4号）

## (別紙 2)

〔相談窓口〕

機 関 名	〒	住 所	電 話 番 号
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課	100- 8987	千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟	03-3581-3373(直)
北海道事務所下請課	060- 0042	札幌市中央区大通西 1 2 札幌第 3 合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所取引課	980- 0014	仙台市青葉区本町 3-2-2 3 仙台第 2 合同庁舎	022-225-7095(代)
中部事務所下請課	460- 0001	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所下請課	540- 0008	大阪市中央区大手前 4-1-7 6 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所取引課	730- 0012	広島市中区上八丁堀 6-3 0 広島合同庁舎第 4 号館	082-228-1501(代)
近畿中国四国事務所 四国支所取引課	760- 0068	高松市松島町 1-1 7-3 3 高松第 2 地方合同庁舎	087-834-1441(代)
九州事務所下請課	812- 0013	福岡市博多区博多駅東 2-1 0-7 福岡第 2 合同庁舎別館	092-431-6032(直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900- 8530	那覇市前島 2-2 1-1 3 ふそうビル	098-863-2243(代)
中小企業庁 取引課	100- 8912	千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1669(直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060- 0808	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-1783(直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980- 8403	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-222-2425(直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330- 9715	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0325(直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460- 8510	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2748(直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540- 8535	大阪市中央区大手前 1-5-4 4 第一合同庁舎	06-6966-6023(直)
中国经济産業局 産業部中小企業課	730- 8531	広島市中区上八丁堀 6-3 0 広島合同庁舎第二号館	082-224-5661(直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760- 8512	高松市サンポート 3-3 3	087-811-8529(直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812- 8546	福岡市博多区博多駅東 2-1 1-1 福岡合同庁舎	092-482-5450(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900- 8530	那覇市前島 2-2 1-7 カサセン沖縄ビル	098-862-1452(直)